

## 三島駅南口東街区再開発事業 包括協定書

甲：市街地再開発準備組合

乙：三島市

丙：事業協力者（6者）

### 包括協定の概要

#### 1. 協定の目的について

- (1) 最優秀提案者（ミサワホームJV）を事業協力者として位置付ける。
- (2) 三島駅周辺グランドデザインに則り、「広域健康医療拠点」を整備するため、三島駅南口東街区再開発事業の推進に必要な基本的な事項を定める。

#### 2. 対象区域について

- (1) 事業協力者募集要項の区域図に示す施行区域を対象区域とする。
- (2) 対象区域内に、第一種市街地再開発事業と事業用定期借地事業の事業協力の内容等について、それぞれ協定を締結し、事業を施行する地区を定める。

#### 3. 事業の推進体制について

- (1) 事業協力者の提案をもとに、事業の推進体制や役割を別途定める。
- (2) 代表企業をミサワホームとし、甲及び乙との対応窓口として位置付ける。
- (3) 協定満了後の運営手法、体制等の構築に努める。

#### 4. 協定の有効期間について

本協定の締結の日から第一種市街地再開発事業及び事業用定期借地事業として定めた事業を施行する地区の全ての施設が竣工するときまで。

#### 5. 協定の解除について

- (1) 甲乙丙は本協定を一方的に解除することはできない。
- (2) 社会経済情勢の変化等、やむを得ない事情により事業推進が困難であると判断した場合には、互いに協議し合意した上で解除することができる。
- (3) 上記の場合、本協定の解除時点までそれぞれが支出した費用は各自の負担とし、丙の立替金の取り扱いは別途協議し定めるが、甲の組合員と乙は返済義務を負わない。

#### 6. 権利譲渡の禁止、守秘義務及び暴力的犯罪行為等の排除等について

- (1) 本協定により関連して生じる権利義務の第三者に対する譲渡等を禁止する。
- (2) 事業により知り得た個人情報等について守秘義務がある。
- (3) 自身が暴力団等の反社会的勢力ではなく、かつ、関係しないことを表明する。
- (4) 脅迫や恐喝等の行為を禁止し、これらの行為による協定の解除を可能とする。  
この場合に、解除された当事者は損害賠償請求することはできないが、他方当事者から請求することはできる。
- (5) 本協定に定めのない事項や疑義については、互いに協議し解決する。